

「君津市獣肉処理加工施設」

使用者募集要領

令和 8 年 2 月

千葉県君津市

経済環境部農政課

君津市では、地域活性化と捕獲従事者の負担軽減のため、平成24年度から君津市獣肉処理加工施設を稼働しており、令和8年4月からの「君津市獣肉処理加工施設」を使用する者を募集します。

本要領は君津市獣肉処理加工施設を使用する者の選定に適用するものです。

1 施設の名称

君津市獣肉処理加工施設（君津市獣肉処理加工施設設置規則に基づき設置）

2 施設の所在地

君津市宿原866番34

3 施設の概要

（1）敷地面積

854.23m²

（2）施設

140.47m² 鉄骨造1階

（内訳）事務室14m²※1/2市共用、剥皮・放血室20.25m²、解体処理室15.75m²、燻製室14m²※1/2市共用、製品検査、包装室22.5m²、製品保管室8.77m²※1/2市共用、検査室5.95m²※市専用、燻製包装室10m²※1/2市共用、更衣室8m²※1/2市共用、体表洗浄スペース21.25m²

※検査室等は、市が行う放射性物質検査機器が配置されており、職員1名が常駐して検査を行うため、検査室を市専用、ほか一部部屋を共用とします。

（3）備品 廉房機器一式

（内訳）製品保管用冷凍庫、調理台、包丁まな板殺菌庫、器具消毒保管庫、真空包装機、金属探知機等

4 施設の設置目的

農作物の鳥獣被害防止対策のため、捕獲したイノシシ、シカ及びキヨンを食肉として資源活用すること。

5 施設の管理運営に関する考え方

施設の設置目的を念頭に、次に掲げる項目に沿って施設の管理運営を行うことができる法人その他の団体を選定します。

（1）「野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドライン」、「千葉県野生鳥獣肉に

係る衛生管理ガイドライン」に基づきイノシシ、ニホンジカ等の食肉処理を取り扱うこと。

- (2) 君津市野生獣肉処理衛生管理マニュアルに基づき衛生管理に配慮した管理運営を行うこと。
- (3) 千葉県産イノシシ肉の「出荷・検査方針」に基づき、市が行う放射性物質のスクリーニング検査と、野生鳥獣肉の放射性物質モニタリング検査に協力すること。
- (4) 関係法令及び条例等の規定を遵守すること。
- (5) 将来にわたって行政と連携し、安定した経営を行うこと。
- (6) 君津市野生猿鹿猪等被害対策協議会と連携して、管理運営に取り組むこと。
- (7) 捕獲従事者の負担を軽減すること。
- (8) ジビエの普及、取扱店の拡大など販売促進に努めること。
- (9) 市の施策に協力すること。

6 使用の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

7 使用料

月額使用料は177,498円以下を基本とし、それ以上の設定も可とします。

使用料＝建物設備使用料（169,452円）＋土地使用料（8,046円）

8 公募資格基準

公募に参加する資格を有するものは次に掲げる要件を備えた法人その他の団体（以下「団体等」という。）とし、個人による応募はできません。

- (1) 君津市獣肉処理加工施設を経営するのにふさわしい経営能力を備え、君津市の活性化に熱意のあるものであること。
- (2) 応募時点において、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続きを行っていないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。また、役員に同法第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

9 申請書類の提出

所定の申請用紙に必要書類を添付し、担当課まで提出してください。

(1) 提出期限及び場所

ア 提出期限 令和8年2月27日(金) 午後4時30分

令和8年2月16日(月)から令和8年2月27日(金)までの
午前9時から午後4時30分までに提出してください。

(平日のみ受付。郵送の場合は、2月27日(金)必着)

イ 提出場所 〒299-1192

君津市久保二丁目13番1号

君津市経済環境部農政課 鳥獣対策室

TEL 0439-56-1312

ウ 提出の方法 正本1部・副本7部を窓口に提出若しくは郵送で提出

エ 提出物の内容

(ア) 応募申請書(様式1)

(イ) 君津市獣肉処理加工施設に関する事業計画書(様式2)

(ウ) 令和8~10年度収支計画書(様式3)

(エ) 君津市獣肉処理加工施設の応募申請に関する確約書(様式4)

(法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書を添付
すること)

(オ) 定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本

(全部事項証明書の履歴事項証明書、法人以外の団体にあっては
会則等)

(カ) 前年度分の確定申告書(法人以外の団体は代表者分)

(キ) 前年度の決算書(貸借対照表、損益計算書、附属明細書等)

(ク) 構成員名簿

(令和8年4月1日時点の氏名、住所、年齢 ※住所は大字までの記載と
する事)

(2) 応募申請書類の取り扱い

ア 提出された申請書類は、君津市情報公開条例(平成16年君津市条例第1号)に基づく開示請求の対象となります。

また、選定の過程及び結果並びに提案された内容については、君津市において必要があると認められるときは公表する場合があります。

イ 提出された応募書類は返却しません。

ウ プレゼン審査の中での回答は計画書に反映されます。

エ 選定後の市との調整の中で計画書の内容に変更が生じることがあります。

(3) 応募の無効

応募の資格のないもの、本募集要領に示した条件等に違反した場合及び虚偽の申請を行った者の応募は無効とします。

(4) 質問事項の受付

応募にあたって、ご質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和8年2月16日(月)～2月20日(金)

午前9時～午後4時30分の間

イ 受付方法 Eメールでお問い合わせください。電話や窓口での質疑には応じられませんので、ご了承ください。

メールの件名は「君津市獣肉処理加工施設使用者募集に係る質問」としてください。

メールアドレス nousei@city.kimitsu.lg.jp

※アルファベット小文字の1を、数字の1と間違えないようご注意ください。

10 スケジュール

公募の開始から選定に至るまでのスケジュールは、次のとおりとなっております。

ただし、市の都合により日程を変更することもあるため、留意してください。

(1) 公募の開始 令和8年2月16日(月)から募集要領を君津市経済環境部農政課に備え付けるほか、君津市ホームページに掲載します。

(2) プрезентーション審査 期日 令和8年3月10日(火) 午後 予定

※日程に変更のある場合は追って連絡いたします。

場所 君津市役所内4階監査室

内容 1団体あたりプレゼンテーション15

分以内、質疑5分程度を予定しています。

出席者 本業務の責任者及び担当者は必ず出席すること。(2名以内)

内 容	期 間
公募の開始	令和8年2月16日（月）
質問書の受付	令和8年2月16日（月）午前9時から 2月20日（金）午後4時30分まで
質問書の回答	令和8年2月25日（水）午後4時30分まで
応募申請書の提出期限	令和8年2月27日（金）※必着
書類審査の実施	令和8年3月上旬
プレゼンテーション審査の実施	令和8年3月10日（火）午後 予定
結果の通知送付	令和8年3月中旬
行政財産使用許可申請書の提出	令和8年3月下旬
物品借用書の提出	令和8年3月下旬

1 1 使用者の選定

使用者の選定にあたっては、プレゼンテーション審査を行い、経済環境部長を長とし関係課長で構成する君津市獣肉処理加工施設使用者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が評価します。プレゼンテーションについて、各審査委員が点数評価したものを合計し、最も合計点が高い者を選定します。また、評価の結果、最高点の者が複数あった場合には、選定委員会の協議により選定します。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書による審査を行い、プレゼンテーションを実施しない場合があります。

- (1) 感染症の流行等、プレゼンテーションを実施することがふさわしくないと考えられる場合。
- (2) 提案者が1者のみでプレゼンテーションを実施することなく、企画提案書の内容で審査が可能な場合。

1 2 選定結果の公表

選定結果については、プレゼンテーション審査の参加者に対して、郵送で通知します。

1 3 問い合わせ先

君津市久保二丁目 1 3 番 1 号

君津市経済環境部農政課 鳥獣対策室

TEL 0 4 3 9-5 6-1 3 1 2

FAX 0 4 3 9-5 6-1 3 1 4

メールアドレス nousei@city.kimitsu.lg.jp